

○ 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）（抄）

改 正 案

現 行

（信託業務を兼営する金融機関等に関する特例）

第八条 法第七十七条第一項の政令で定める信託会社は、次に掲げるものとする。

一 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十一条の十八第一項第四号に掲げる会社であつて、農業協同組合連合会の子会社（同法第十二条の二第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第八十七条の三第一項第四号に掲げる会社であつて、漁業協同組合連合会の子会社（同法第九十二条第一項において準用する同法第十二条の六第二項に規定する子会社をいう。）であるもの

三 協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十号）第四条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、信用協同組合連合会の子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）であるもの

四 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の十七第一項第五号に掲げる会社であつて、信用金庫連合会の子会社（同法第三十二条第五項に規定する子会社をいう。）であるもの

五 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第二百八十七号）第十三条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、長期信用銀行（同法第二

条に規定する長期信用銀行をいう。）の子会社（同法第十三条の二第一項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）であるもの及び同法第十六条の四第一項第五号に掲げる会社であつて、長期信用銀行持株会社（同項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。）の子会社であるもの

六 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第五十八条の五第一項第五号に掲げる会社であつて、労働金庫連合会の子会社（同法第三十四条第四項に規定する子会社をいう。）であるもの

七 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十六条の二第一項第六号に掲げる会社であつて、銀行（同法第二条第一項に規定する銀行をいう。）の子会社（同法第二条第八項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）であるもの及び同法第五十二条の二十三第一項第五号に掲げる会社であつて、銀行持株会社（同法第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。）の子会社であるもの

八 保険業法（平成七年法律第二百五号）第一百六条第一項第七号に掲げる会社であつて、保険会社（同法第二条第二項に規定する保険会社をいう。）の子会社（同法第二条第十二項に規定する子会社をいう。以下この号において同じ。）であるもの及び同法第二百七十二条の二十二第一項第七号に掲げる会社であつて、保険持株会社（同法第二条第十六項に規定する保険持株会社をいう。）の子会社であるもの

九 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第七十二条第一項第四号に掲げる会社であつて、農林中央金庫の子会社（同法第二十四条第三項に規定する子会社をいう。）であるもの

(信託業務を兼営する金融機関に関する特例)

第九条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社（前条各号に掲げる信託会社をいう。以下この条において同じ。）には、適用しない。

金融機関及び特別信託会社（前条各号に掲げる信託会社をいう。以下この条において同じ。）には、適用しない。

第八条 法第七十七条第一項に規定する規定は、信託業務を兼営する金融機関には、適用しない。

2 信託業務を兼営する金融機関（銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一條の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。）及び特別信託会社で宅地建物取引業を當むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三条の二第二項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関及び特別信託会社は、宅地建物取引業を當もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 信託業務を兼営する金融機関（銀行法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第百十七号）附則第十一條の規定によりなお従前の例によるものとされ、引き続き宅地建物取引業を営んでいるものを除く。次項において同じ。）で宅地建物取引業を當むものについては、前項に規定する規定を除き、法第三条の二第一項の規定により業として行うことができる行為の範囲を法第二条第二号に規定する行為のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務に該当するものに限る旨の条件が付された国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなして、法の規定を適用する。

3 信託業務を兼営する金融機関は、宅地建物取引業を當もうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。